日本維新の会	支部の数	二三九	二四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三九	二四一
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十一月十二日〕	
国民民主党	支部の数	一三一	一三二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一三一	一三二
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十二月二十三日〕	
日本保守党	支部の数	六	四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	六	四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年十二月二十六日〕	

○総務省告示第五十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、国民民主党、日本維新の会及び立憲民主党から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第三百五号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七三	三七八	立憲民主党	支部の数	三七四	三七九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年四月二十五日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年四月二十五日〕	
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七三	三七三	立憲民主党	支部の数	三七四	三七四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七三	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七四	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月九日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月九日〕	
〔略〕				〔同上〕			
国民民主党	支部の数	一四二	一三一	国民民主党	支部の数	一四三	一三二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四二	一三一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四三	一三二
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月十六日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月十六日〕	
〔略〕				〔同上〕			
立憲民主党	支部の数	三七五	三七三	立憲民主党	支部の数	三七六	三七四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七五	三七三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七六	三七四
	異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月二十三日〕			異動年月日	〔届出年月日 令和七年五月二十三日〕	
〔略〕				〔同上〕			